

空港の自動化ゲートご利用に伴う 海外療養費の申請について

空港において自動化ゲートを利用された場合、パスポートには出入国印が押印されませんので、自動化ゲートの通過時に出入国印の押印の希望を空港職員に申し出てくださいます。

なお、出入国印が確認できない場合は、法務省に対し出入国記録に係る開示請求をしていただく必要があります（手数料が必要となります）。

詳しくは、下記法務省ホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00111.html

自動化ゲートの運用について

http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/disclose_disclose05-05.html

○開示請求書提出先

提出先：法務省大臣官房秘書課個人情報保護係

所在地：〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

電話：03-3580-4111（内線 2034）

受付：午前 9 時 30 分から正午、午後 1 時から午後 5 時まで（土日祝祭日を除く。）